

津波防災地域づくりに関する法律施行規則及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

目 次

○ 津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）（第一条関係） . . . . . 1

○ 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）（第二条関係） . . . . . 26

○ 津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	参考
<p>目次</p> <p>第一章 津波浸水想定の設定等（第一条）</p> <p>第二章 推進計画区域における特別の措置</p> <p>  第一節 土地区画整理事業に関する特例（第二条―第五条）</p> <p>  第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例（第六条）</p> <p>  第三節 集団移転促進事業に関する特例（第七条）</p> <p>第三章 津波防護施設等</p> <p>  第一節 津波防護施設の管理（第八条―第二十条）</p> <p>  第二節 津波防護施設に関する費用（第二十一条・第二十二条）</p> <p>  第三節 指定津波防護施設（第二十三条―第二十七条）</p> <p>第四章 津波災害警戒区域（第二十八条―第三十二条）</p> <p>第五章 津波災害特別警戒区域（第三十三条―第六十一条）</p> <p>第六章 雑則（第六十二条）</p> <p>附則</p> <p>  第一章 津波浸水想定の設定等</p> <p>  第一条（略）</p> <p>  第二章 推進計画区域における特別の措置</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（新設）</p>

第一節 土地区画整理事業に関する特例

第二条～第五条 (略)

第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例

第六条 (略)

第三節 集団移転促進事業に関する特例

第七条 (略)

第三章 津波防護施設等

第一節 津波防護施設の管理

第八条～第二十条 (略)

第二節 津波防護施設に関する費用

第二十一条・第二十二条 (略)

第三節 指定津波防護施設

第二十三条～第二十七条 (略)

第四章 津波災害警戒区域

(新設)

第二条～第五条 (略)

(新設)

第六条 (略)

(新設)

第七条 (略)

(新設)

(新設)

第八条～第二十条 (略)

(新設)

第二十一条・第二十二条 (略)

(新設)

第二十三条～第二十七条 (略)

(新設)

(津波災害警戒区域の指定の公示)

第二十八条 法第五十三条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による津波災害警戒区域の指定(同条第六項において準用する場合にあつては、指定の変更又は解除。以下この項において同じ。)の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一・二 (略)

三 基準水位(法第五十三条第二項に規定する基準水位をいう。以下同じ。)

2 (略)

第二十九条〜第三十二条 (略)

#### 第五章 津波災害特別警戒区域

(津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨の公告)

第三十三条 法第七十二条第三項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による津波災害特別警戒区域の指定(同条第十一項において準用する場合にあつては、指定の変更又は解除。以下この項及び次条第一項において同じ。)をしようとする旨の公告は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨

二 津波災害特別警戒区域の指定をしようとする土地の区域

2 前項第二号の土地の区域は、次に掲げるところにより明示するも

(津波災害警戒区域の指定の公示)

第二十八条 法第五十三条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による津波災害警戒区域の指定(同条第六項において準用する場合にあつては、指定の変更又は解除。以下この項において同じ。)の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一・二 (略)

三 基準水位(法第五十三条第二項に規定する基準水位をいう。次条第三項及び第三十条において同じ。)

2 (略)

第二十九条〜第三十二条 (略)

(新設)

(新設)

のとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 平面図

(津波災害特別警戒区域の指定の公示)

第三十四条 法第七十二条第六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による津波災害特別警戒区域の指定の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 津波災害特別警戒区域の指定をする旨
- 二 津波災害特別警戒区域

2 前項第二号の津波災害特別警戒区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 平面図

(都道府県知事が行う津波災害特別警戒区域の指定の公示に係る図書の送付)

第三十五条 法第七十二条第七項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による送付は、津波災害特別警戒区域位置図及び津波災害特別警戒区域区域図により行わなければならない。

2 前項の津波災害特別警戒区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、津波災害特別警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項の津波災害特別警戒区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該津波災害特別警戒区域を表示したものでなければならない。

(新設)

(新設)

(特定開発行為の許可の申請)

第三十六条 法第七十三条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第十の特定開発行為許可申請書を都道府県知事等（同項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 法第七十四条第一項第三号の特定開発行為に関する工事の計画は、計画説明書及び計画図により定めなければならない。

3 前項の計画説明書は、特定開発行為に関する工事の計画の方針、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区。次項及び第三十八条第二項から第四項までにおいて同じ。）内の土地の現況及び土地利用計画を記載したものでなければならない。

4 第二項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況地形図	地形並びに津波災害特別警戒区域、法第七十三条第二項第二号の条例で定める区域及び開発区域の境界	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものであること。
土地利用計画図	開発区域の境界並びに予定建築物（法第七十三条第一項の制限用途のものに限る。第四十三条第二項第二号において同じ。）の用途及び敷地の形状	千分の一以上	

(新設)

造成計画平面図	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び崖（令第二十条第一項第一号に規定する崖をいう。以下同じ。）又は擁壁の位置	千分の一以上	
造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	千分の一以上	
排水施設計画平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	五百分の一以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面、崖面の保護の方法、崖の上端の周辺の地盤の保護の方法（当該崖の上端が基準水位より高い場合を除く。）並びに崖の崖面の下端の周辺の地盤の保護の方法（第四十三条第二項各号のいずれかに該当する場合	五十分の一以上	一、切土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超える崖、盛土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルを超える崖又は切土及び盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが二メ

<p>図 擁壁の断面</p>	
<p>擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法</p>	<p>を除く。）</p>
	<p>五十分の一以上</p>
	<p>一 トルを超え る崖について 作成すること 。 二 擁壁で覆わ れる崖面に ついては、土質 に関する事項 は、示すこと を要しない。</p>

(特定開発行為の許可の申請書の記載事項)

第三十七条 法第七十四条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、特定開発行為に関する工事の着手予定年月日及び完了予定年月日とする。

(特定開発行為の許可の申請書の添付図書)

第三十八条 法第七十四条第二項の国土交通省令で定める図書は、次

(新設)

(新設)

に掲げるものとする。

一 開発区域位置図

二 開発区域区域図

三 特定開発行為に関する工事の完了後において当該工事に係る開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）に地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域があるときは、その区域の位置を表示した地形図

四 第四十条第三項に該当する場合にあつては、土質試験その他の調査又は試験（以下「土質試験等」という。）に基づく安定計算を記載した安定計算書その他の同項に該当することを証する書類

五 第四十三条第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、土質試験等に基づく安定計算を記載した安定計算書その他の同項各号のいずれかに該当することを証する書類

2 前項第一号の開発区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、開発区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項第二号の開発区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、法第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

4 第一項第三号の地形図は、縮尺千分の一以上とし、開発区域の区域及び当該区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）のうち地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域並びにこれらの区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、法第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地

の地番及び形状を表示したものでなければならない。

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第三十九条 法第七十五条(法第七十八条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)の国土交通省令で定める技術的基準のうち

地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置を講ずること。

二 特定開発行為によつて生ずる崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配を付すること。

三 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留(次号において「地滑り抑止ぐい等」という。)の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

四 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水(第四十四条において「地表水等」という。)の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講ずること。

五 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置を講ずること。

(新設)

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第四十条 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、特定開発行為によって生ずる崖(切土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルを超えるもの、盛土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルを超えるもの又は切土及び盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが一メートルを超えるもの)に限る。第四十三条において同じ。)の崖面を擁壁で覆うこととする。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖又は崖の部分で、次の各号のいずれかに該当するものの崖面については、この限りでない。

- 一 土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く。)	六十度	八十度
風化の著しい岩	四十度	五十度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	三十五度	四十五度

(新設)

二 土質が前号の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分。この場合において、前号に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、同号に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

2 前項の規定の適用については、小段その他のものによって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとしてみなす。

3 第一項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置を講ずる場合には、適用しない。

(擁壁の構造等)

第四十一条 前条第一項の規定により設置される擁壁については、次に定めるところによらなければならない。

一 擁壁の構造は、構造計算、実験その他の方法によって次のイからニまでに該当することが確かめられたものであること。

イ 土圧、水圧及び自重（以下この号において「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

ロ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

ハ 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

ニ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

二 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、擁

(新設)

壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあつては、この限りでない。

- 2 | 特定開発行為によって生ずる崖の崖面を覆う擁壁で高さが一メートルを超えるものについては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百二十二条（同令第七章の八の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。

（崖面について講ずる措置に関する技術的基準）

- 第四十二条 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によって生ずる崖の崖面について講ずる措置に関するものは、当該崖の崖面（擁壁で覆われたものを除く。）が風化、津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘その他の侵食に対処して保護されるように、芝張りその他の措置を講ずることとする。

（新設）

（崖の上端の周辺の地盤等について講ずる措置に関する技術的基準）

- 第四十三条 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によって生ずる崖の上端の周辺の地盤について講ずる措置に関するものは、当該崖の上端が基準水位より高い場合を除き、当該崖の上端の周辺の地盤が津波浸水想定を設定する際に想定した津波による侵食に対して保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

（新設）

- 2 | 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によって生ずる崖の崖面の下端の周辺の地盤について講ずる措

置に関するものは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該崖面の下端の周辺の地盤が津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘に対して保護されるように、根固め、根入れその他の措置を講ずることとする。

一 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために根固め、根入れその他の措置が必要でないことが確かめられた場合

二 津波浸水想定を設定する際に想定した津波による洗掘に起因する地滑りの滑り面の位置に対し、予定建築物の位置が安全であることが確かめられた場合

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第四十四条 法第七十五条の国土交通省令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排出することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。

二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置を講ずるものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする。ことができる。

三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。

四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠で

(新設)

ある構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けるものであること。

イ 管渠の始まる箇所

ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

ハ 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所

五 ます又はマンホールに、蓋を設けるものであること。

六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜めたまりを設けるものであること。

（軽微な変更）

第四十五条 法第七十八条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定開発行為に関する工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更とする。

（変更の許可の申請書の記載事項）

第四十六条 法第七十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 変更に係る事項

二 変更の理由

三 法第七十三条第一項の許可の許可番号

（変更の許可の申請書の添付図書）

第四十七条 法第七十八条第二項の申請書には、法第七十四条第二項に規定する図書のうち特定開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。この場合においては、第三十

（新設）

（新設）

（新設）

八条第二項から第四項までの規定を準用する。

(特定開発行為に関する工事の完了の届出)

第四十八条 法第七十九条第一項の規定による届出は、別記様式第十  
一の工事完了届出書を提出して行うものとする。

(検査済証の様式)

第四十九条 法第七十九条第二項の国土交通省令で定める様式は、別  
記様式第十二とする。

(特定開発行為に関する工事の完了等の公告)

第五十条 法第七十九条第三項の規定による公告は、開発区域（開発  
区域を工区に分けたときは、工区。以下この条及び第五十四条第一  
項において同じ。）に含まれる地域の名称、法第七十三条第一項の  
許可を受けた者の住所及び氏名並びに開発区域（津波災害特別警戒  
区域内のものに限る。）のうち地盤面の高さが基準水位以上である  
土地の区域があるときはその区域を明示して、都道府県、地方自治  
法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に  
規定する指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する  
中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例  
市（第五十四条第三項及び第六十一条において「都道府県等」とい  
う。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法  
により行うものとする。

(特定開発行為に関する工事の廃止の届出)

第五十一条 法第八十一条第一項に規定する特定開発行為に関する工  
事の廃止の届出は、別記様式第十三の特定開発行為に関する工事の

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

廃止の届出書を提出して行うものとする。

(特定建築行為の許可の申請)

第五十二条 法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について法第八十二条の許可を受けようとする者は、別記様式第十四の特定建築行為許可申請書(第五十五条第二号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第八十二条の許可を受けようとする場合にあつては、別記様式第十四の特定建築行為許可申請書及び別記様式第十五の建築物状況調書。第五十六条第二項及び第三項において同じ。)の正本及び副本に、それぞれ法第八十三条第二項に規定する図書を添えて、都道府県知事等に提出しなければならない。

(特定建築行為の許可の申請書の記載事項)

第五十三条 法第八十三条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、特定建築行為に係る建築物の敷地における基準水位、特定建築行為に係る建築物の階数、延べ面積、建築面積、用途及び居室の種類並びに特定建築行為に関する工事の内容、着手予定年月日及び完了予定年月日とする。

(特定建築行為の許可の申請書の添付図書)

第五十四条 法第八十三条第二項及び第四項の国土交通省令で定める図書は、特定建築物位置図、法第七十九条第二項に規定する検査済証の写し又は都市計画法第三十六条第二項に規定する検査済証の写し(これらに準ずる書面を含み、法第七十三条第一項の許可を受けた開発区域内の土地において特定建築行為を行う場合に限る。)及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定めるものとする。

一 次条第二号の地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれ

(新設)

(新設)

(新設)

に基づく命令及び条例の規定に適合するものとして法第八十二条の許可を受けようとする場合 次の表の(い)項、(ろ)項、(は)項及び(に)項に掲げる図書（エレベーターを設ける建築物にあつては、これらの図書のほか、同表の(へ)項に掲げる図書）

		(い)		図書の種類
		配置図	付近見取図	
				明示すべき事項
				方位、道路及び目標となる地物
				縮尺及び方位
				敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
				擁壁の位置その他安全上適当な措置
				土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
				敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
				下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出

(ろ)								
基礎伏図		各階平面図						経路又は処理経路
縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規	縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規	縮尺及び方位	間取、各室の用途及び床面積	壁及び筋かいの位置及び種類	通し柱及び開口部の位置	延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造	申請に係る建築物が建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十八条の二（建築基準法施行令第三百三十七条の四の二）に規定する基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であつて、当該建築物について、増築又は改築をしようとするときにあつては、当該増築又は改築に係る部分以外の部分について行う同令第三百三十七条の四の三第三号に規定する措置	

	(は)	
(に)	構造計算書	<p>各階床伏図</p> <p>小屋伏図</p> <p>構造詳細図</p> <p>構造計算書</p> <p>構造計算書</p> <p>次条第一号の国土交通大臣が定める構造方法に係る構造計算</p> <p>一 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合</p> <p>建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表三の（一）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</p> <p>二 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合</p> <p>建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（二）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</p> <p>三 建築基準法施行令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた</p>

(ほ)	
構造計算書	<p>建築物の場合</p> <p>建築基準法施行規則第一条の三 第一項の表三の(三)項に掲げる構造 計算書に明示すべき事項</p> <p>四 建築基準法施行令第八十一条第 三項に規定する同令第八十二条各 号及び同令第八十二条の四に定め るところによる構造計算により安 全性を確かめた建築物</p> <p>建築基準法施行規則第一条の三 第一項の表三の(四)項に掲げる構造 計算書に明示すべき事項</p>
<p>各階の保有水平耐力及び各階の靱性 、各階の形状特性、地震の地域にお ける特性並びに建築物の振動特性を 考慮して行つた各階の耐震性能の水 準に係る構造計算並びに各階の保有 水平耐力、各階の形状特性、当該階 が支える固定荷重と積載荷重との和 (建築基準法施行令第八十六条第二 項ただし書の多雪区域においては、 更に積雪荷重を加えたもの)、地震 の地域における特性、建築物の振動 特性、地震層せん断力係数の建築物 の高さ方向の分布及び建築物の構造 方法を考慮して行つた各階の保有水</p>	



		エレベーターの制御器の構造	
		エレベーターの安全装置の位置及び構造	
	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置		

- 二 次条第二号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第八十二条の許可を受けようとする場合 次のイからホまでに掲げる場合に依りそれぞれイからホまでに定める図書（エレベーターを設ける建築物にあつては、これらの図書のほか、前号の表の（ハ）項に掲げる図書）
- イ 木造の建築物（ロに規定する建築物を除く。）である場合  
前号の表の（イ）項、（ろ）項及び（は）項に掲げる図書（同表の（ろ）項に掲げる図書にあつては、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図を除く。以下この号において同じ。）
- ロ 建築基準法第六条第一項第二号に掲げる建築物である場合  
前号の表の（イ）項、（ろ）項、（は）項及び（に）項に掲げる図書
- ハ 木造と木造以外の構造とを併用する建築物（二に規定する建築物を除く。）である場合 前号の表の（イ）項、（ろ）項、（は）項及び（ほ）項に掲げる図書
- ニ 木造以外の構造とを併用する建築物であつて木造の構造部分

が建築基準法第六条第一項第二号に掲げる建築物に該当するものである場合 前号の表の(い)項、(ろ)項、(は)項、(に)項及び(ほ)項に掲げる図書

ホ 木造の構造部分を有しない建築物である場合 前号の表の(い)項、(ろ)項、(は)項及び(ほ)項に掲げる図書（同表の(い)項に掲げる図書にあつては、各階平面図を除く。）

2 | 前項の特定建築物位置図は、縮尺二千五百分の一以上とし、特定建築行為に係る建築物の敷地の位置及び区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、法第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

3 | 都道府県知事等は、都道府県等の規則で、第一項第一号の表に掲げる図書の一部の添付を要しないこととすることができる。

（特定建築行為に係る建築物の技術的基準）

第五十五条 法第八十四条第一項第一号（法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものであること。

二 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全上これらに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

（許可証の様式等）

（新設）

（新設）

第五十六条 法第八十六条第四項の国土交通省令で定める様式は、別様式第十六とする。

2 都道府県知事等は、法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について法第八十六条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第五十二条の特定建築行為許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

3 都道府県知事等は、法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物について法第八十六条第一項の不許可の処分をしたときは、同条第二項の文書に、第五十二条の特定建築行為許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(変更の許可の申請)

第五十七条 法第八十七条第一項第一号に掲げる場合において同項の許可を受けようとする者は、同条第二項の申請書の正本及び副本に、それぞれ法第八十三条第二項に規定する図書のうち特定建築行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、都道府県知事等に提出しなければならない。この場合においては、第五十四条第二項の規定を準用する。

(軽微な変更)

第五十八条 法第八十七条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定建築行為に関する工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更とする。

(変更の許可の申請書の記載事項)

第五十九条 法第八十七条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 変更に係る事項
- 二 変更の理由
- 三 法第八十二条の許可の許可番号

(変更の許可証の様式等)

第六十条 法第八十七条第五項において準用する法第八十六条第四項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十七とする。

2 第五十六条第二項又は第三項の規定は、法第七十三条第二項第一号に掲げる用途の建築物に係る法第八十七条第五項において準用する法第八十六条第一項の許可の処分又は不許可の処分について準用する。

(都道府県知事等の命令に関する公示の方法)

第六十一条 法第八十八条第三項の国土交通省令で定める方法は、都道府県等の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

第六章 雑則

(権限の委任)

第六十二条 法第七条第一項の規定による国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長も行うことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(権限の委任)

第三十三条 法第七条第一項の規定による国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長も行うことができる。

改正案	参考
<p>（開発許可の申請書の添付図書）</p> <p>第十七条 法第三十条第二項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇五 （略）</p> <p>六 開発行為に関する工事が津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域をいう。以下同じ。）内における同法第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。第三十一条第二項において同じ。）に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同法第七十三条第四項第一号に規定する開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。第四項及び第三十一条第二項において同じ。）に地盤面の高さが基準水位（同法第五十三条第二項に規定する基準水位をいう。第四項及び第三十一条第二項において同じ。）以上となる土地の区域があるときは、その区域の位置を表示した地形図</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項第六号に掲げる地形図は、縮尺千分の一以上とし、津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第四項第一号に規定する開発区域の区域及び当該区域のうち地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域並びにこれらの区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界</p>	<p>（開発許可の申請書の添付図書）</p> <p>第十七条 法第三十条第二項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（新設）</p>

、津波災害特別警戒区域界、津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

(工事完了等の公告)

第三十一条 (略)

2 前項の場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域内における津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第四項第一号に規定する開発区域に地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときは、前項に規定するもののほか、その区域に含まれる地域の名称を併せて明示するものとする。

(工事完了公告)

第三十一条 (略)

(新設)